2018年9月28日

被災した障害者のみなさまへ

被災障害者支援　認定NPO法人ゆめ風基金

代表 牧口一二

〒533-0033　大阪市東淀川区東中島1-13-43-106

電話: 06-6324-7702　FAX: 06-6321-5662

メール: yumekaze@nifty.com

ホームページ: https://yumekazek.com

2018年大阪北部地震 被災障害者お見舞金について

　この度の地震災害で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

　ゆめ風基金は、阪神淡路大震災での障害者が様々な場面で後回しにされた苦い体験から発足し、募金活動を始め、被災した障害者にお金を届け続けている団体です。今回の大阪北部地震で被災された障害者がどのような状況なのか、孤立されていないだろうか、を知るためにも今までにない試みとして、お見舞金を公募することを理事会で決めました。

ただ、このお見舞金は福祉サービス事業所や障害者団体を通じて申請いただくこととし、個人から直接の申請を控えていますので、お許しください。ふだん、そのような団体とつながりのない方は、ゆめ風基金までご連絡ください。申請窓口となっていただける団体をご紹介します。

みなさまには、地元の障害者団体などを通じて申請書を手に入れていただき、必要事項をご記入のうえ、団体などに申請いただきますようお願いします。

この見舞金の申請期限は**2018年11月15日ゆめ風基金必着**とさせていただきます。ゆめ風基金に書類が到着しだい、確認させてもらって、団体・事業所に送金いたします。

大切なことですが、お見舞金は一世帯5万円です。

お見舞金をお届けできるのは、以下の方です。

・大阪北部地震で居住する自宅が一部損壊の判定を受けた障害者（申請は一世帯一件とします）

※原則として持ち家の方を対象としますが、賃貸であっても自宅修理費用を自己負担しなければならない場合や、自宅に住み続けられない場合は申請できます。

　　※今回の個人見舞金は、何らの補償も受けられない方々に対して少しでもお役に立ちたいという趣旨ですので、全壊・半壊等の義援金対象者及び一部損壊でも義援金の対象となる方は申請をご遠慮ください。

申請方法

　別紙のお見舞金申請書および整理票に必要事項を記入し、り災証明書（9月3日以前に発行されたもの）の写し、障害者手帳（受給者証、診断書などでも可）の写しを添えて、窓口となる福祉サービス事業所や障害者団体に申請してください。

お見舞金は、ゆめ風基金から各団体宛に送金しますので、団体が入金を確認後、申請者にお渡しすることとなっています。

なお、いただいた個人情報は本目的以外に使用いたしません。

　何か不明な点がございましたら、ゆめ風基金までご連絡ください。（担当　長崎・八幡）